

令和6年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名	社会福祉法人 姫路潮会(法人番号6140005013440)
監査実施日	令和6年11月19日
文書による指摘事項の有無	有

文書による指摘内容	改善状況
1 実施中の収益事業である太陽光発電売電事業について、太陽光発電量の関係等から、当期資金収支差額が長期間赤字となっており、その補填として、社会福祉事業から収益事業に対して事業区分間貸付を行っている。本来、社会福祉事業から収益事業に対する事業区分間貸付については、貸付を実施した会計年度中に精算すべきものであるが、太陽光発電に係る設備投資負担の影響から年度内に精算ができず、令和5年度決算時点において事業区分間貸付金残高が2,700,000円に膨らんでいる。加えて、事業区分間貸付の償還が1年を超えるものとなっているにもかかわらず、当該貸付金について、流動資産の事業区分間貸付金として処理していた。 社会福祉事業から収益事業に対する事業区分間貸付については、原則1会計年度を超えて実施することは認められないものであるが、止むを得ない事情から長期的に貸付を行っているのであれば、法令等の定めに従い、「事業区分間長期貸付金（借入金）」及び「事業区分間貸付金（借入金）」としてそれぞれ貸借対照表に金額を計上し、社会福祉事業の経営に支障が生じぬよう、計画的に償還を行うこと。	改善予定

令和6年12月20日現在